

戦略的基盤技術高度化支援事業における圧縮記帳等の適用について

令和3年2月26日

中小企業庁技術・経営革新課

戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）は、国からの補助金を原資として、補助事業者から間接補助事業者に対して交付されるものであり、直接的には国から間接補助事業者に補助金が交付されるものではないため、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当するか、これまで質問が寄せられていました。

これに対して、補助金によるサポイン事業の執行が始まった平成26年度に、当該補助金のうち固定資産の取得及び改良に充てるための補助金について、圧縮記帳等の適用が認められる旨を国税庁に確認しております。

令和3年度サポイン事業についても、これまでと同様のスキームで実施するところであり、上記と同様に圧縮記帳等の適用が認められる旨、国税庁に確認しておりますことを周知します。

なお、当該補助金のうち「経費を補填するための補助金」については、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の対象外のため、圧縮記帳等の適用は認められません。